

令和6年度第1回琴浦町総合教育会議

日時 令和7年1月23日（木）15:30～

場所 琴浦町役場本庁舎防災会議室

1 開会あいさつ （町長・教育長）

2 協議事項 （議長：町長）

（1）地区公民館の現状と今後のあり方について

（2）その他

3 閉会

地区公民館の現状と今後のあり方について

令和6年度に施行された「地域運営組織条例」をふまえ、各地区の地域振興や公民館運営の状況を共通認識するとともに、各地区の実態に即した今後の地域づくりや組織のあり方について意見交換を行う。

1. 経過と現状

■公民館を基軸とした地域づくり

○琴浦町地域づくりの方針

(令和5年6月議会常任委員会で説明)

「各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める。」

○公民館での取り組み

・公民館を各地区に設置し、館長及び必要な職員を置き、公民館運営協議会や自治会の役員と協力して事業を実施。
・公民館は教育委員会が管理し、社会教育課は担当課として各地区の担当職員を置き、日常的に社会教育事業の確認や支援を行う。

・公民館を地域づくりの活動拠点とすると共に、地域住民が主体となった地域づくりの取り組みを支える基盤をつくる。

○公民館と自治会

・公民館は行政組織として、自治会と役割をつなげる役割もある（区長会への依頼・連絡、各課からの依頼や事業実施の連携等）

■地域運営組織条例の制定

・令和6年3月議会で地域運営組織の位置づけを定める「地域運営組織条例」を制定。

附則で公民館条例の一部改正（公運協を置く→地域運営組織がある地区については、この限りではない）を提案したが、議会の修正動議により附則が削除され、改正されなかった。

・4/1施行後、以西、安田、古布庄の3地区の地域運営組織が町の認定を受け、公民館と一体となって各地区の社会教育活動、地域づくり活動に取り組んでいる。

■公民館運営協議会の状況

・公運協を引き続き置くことになったため、2地区は地域運営組織の役員を公運協委員として兼任で委嘱、1地区は今年度は選出できていない。

・公運協の会議は、地域運営組織の役員会を合同会と位置づけて開催する地区と、同一の内容について公運協を別日に開催した地区があった。

2. 今後について

■地域運営組織と公運協

・地域運営組織は、地域住民が主体的に地域の活動や運営方針を議論し実践する場。
・公運協は、公民館の運営について審議する役割。また部落から選出された役員と合同で公民館事業について審議し、協働して取り組んでいる。

■今後の公民館運営

・地域運営組織条例制定をふまえ、地域運営組織がある地区では、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営について審議し、協働して取り組む体制が整った。
・今年度の活動状況からも、審議する役割を担えると認めることができる。
・各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、地域がより活動しやすい体制を整えることで、住民主体の地域づくりを進めたい。

→公民館条例の改正を検討

公運協について「ただし書き」を追加。
(地域運営組織がその役割を兼ねることができる)

令和6年3月議会における修正動議に対する町の考え方

■3月議会の経緯

- ・「琴浦町地域運営組織条例の制定について」議案上程
- ・最終日の議決にあたり、議員3名より修正動議（修正議案）の提出
 - 【内容】琴浦町地域運営組織条例制定案の一部を次のように修正する。
附則第2条（琴浦町公民館条例の一部改正）を削る。
 - 【提案理由】この度の、琴浦町地域運営組織条例案の附則第2条（琴浦町公民館条例の一部改正）は、公民館活動に大きな役割を果たしている公民館運営協議会の設置を任意化するものである。
これにより公民館を基軸とする地域の活動が阻害され、本町の社会教育が後退する懸念が生じる。
このため、条例案の一部を削除するものである。
- ・修正案が賛成多数により可決 → 公民館条例の一部改正は削除（現行どおり「置く。」）

■修正動議の意見への考え方

地域運営組織の条例化により地区ごとの活動を進める中で、意見に対する考え方を次のとおり整理する。

○公民館活動に大きな役割を果たしている公民館運営協議会の設置を任意化するもの

- ・公運協は、公民館の運営について審議する役割。地域の社会教育の拠点である公民館の運営について審議する必要があるため、各地区に公運協を置く必要がある。
- ・地域運営組織の条例化と認定された組織の活動状況をふまえ、公民館の運営についても地域住民の意向を適切に反映した審議が担えると認めることができる。
- ・町が認定した地域運営組織が公運協の役割も兼ねて、組織の話し合いの中で公民館事業についても審議することができるように、実態に合わせて地域が活動しやすい体制を整えたい。

○公民館を基軸とする地域の活動が阻害され、本町の社会教育が後退する懸念

- ・琴浦町の場合は、全地区に公民館が設置され、職員が配置されている。
- ・公民館は教育委員会が管理し、その所管課は社会教育課となる。
- ・各地域運営組織には社会教育事業に関する部会が設けられており、これまで公民館が担ってきた社会教育・生涯学習に引き続き取り組んでいる。
- ・地域運営組織と公民館が一体となって活動しており、担当課は各地区の担当職員を置き、役員会へ出席したり日常的に社会教育事業の確認や支援を行っている。
- ・これまで通り、担当課と公民館職員が情報共有等を行い、地域の社会教育活動がより充実していくように支援するため、社会教育が後退する懸念はないと考える。

【その他】議会だより（第80号）掲載の修正案賛成討論（田中議員）

「原案条例で公民館条例に触れることは問題である。地域運営組織条例と公民館条例は別物。」→個別の議案として整理する

○昭和24年法律第207号

第29条 公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

○昭和34年法律第158号

第29条第1項に次の但し書きを加える。

但し、2以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該2以上の公民館について1の公民館運営審議会を置くことができる。

○平成11年7月16日 法律第87号

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」中、

（社会教育の一部改正）

第29条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、ただし書を削る。

以前は社会教育法によって、公民館運営審議会の設置が義務づけられていたが、平成11年の地方分権一括法の制定による社会教育法の改正で、公民館運営審議会の設置義務が廃止された。これは、地域の実態に応じた形で住民意思を反映させるため、公民館運営審議会あるいはそれにかわる審議会等の設置により会議の活性化を図ることを狙いとしており、今後は幅広い様々な人からの委員の登用により、公民館の新たなあり方を探る必要がある。

（H16.9.1合併に向けた調整）

赤碕町公民館設置条例

第6条 法第29条の規定により町公民館及び各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

東伯町立公民館の設置及び管理等に関する条例

第4条 教育委員会は、公民館の運営について、その対象地域内の各種機関及び団体の代表並びに学識経験者をもって構成する公民館管理委員会に委託することができる。

2 各公民館管理委員会の機能・運営・役員構成等については、教育委員会の指導に基づき、管理委員会規定において定めることができる。

附則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

3 改正前条例で規定されていた公民館運営審議会委員の職に在る者については、本条例施行に伴いその職を解くこととする。

※旧東伯町には公運協に係る条文がなかったため、赤碕町の条例により整理したと推測される。

琴浦町公民館条例（H16.9.1）（現条例）

第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

地域の動き

■小学校の閉校等

→地域の危機感が高まり、住民主体の協議会が設立し、活動が活発化

【古布庄地区振興協議会】

- ・ H23 古布庄保育園休園
- ・ H24 魅力ある古布庄をつくる会設立
- ・ H26 古布庄小学校閉校
- ・ H26 古布地区振興協議会設立

【安田地区振興協議会】

- ・ H26 安田小学校閉校
- ・ H27 安田保育園閉園
- ・ H28 安田地区振興協議会設立

【以西地区振興協議会】

- ・ H25 あすの以西を創る会設立
- ・ H26 以西小学校閉校
- ・ H28 以西保育園閉園
- ・ H31 以西地区振興協議会設立

■組織による地域運営に向けたあり方検討

- R4 古布庄まちづくり協議会 設立
→モデル事業として地域運営を担う
- R5 安田地域づくり協議会 設立
以西地区振興協議会 組織再編（公運協と連携）
→モデル事業として地域運営を担う

行政の動き

■公民館と併存し協議会支援

- H29 古布庄、以西に集落支援員配置
- R1 人口ビジョン作成、ワークショップ推進開始
- R1 安田に集落支援員配置

■事業レビューによる検証

- R1 事業レビュー
→地域課題に根差した公民館事業見直し
→公民館と協議会の拠点一体化

■まちづくりセンター構想推進

- R2～4 全町区長会、行政懇談会、各地区公民館運営協議会等
でまちづくりセンター構想について説明
- R4 まちづくりモデル事業実施（古布庄）

■公民館機能を基軸とした地域づくり

- R5.4 町長と地域の意見交換（住民組織3地区）
- R5.5 町長と地域の意見交換（公民館運営6地区）
- R5.5 館長・主事会（協議会含む）で全地区説明
・施設管理、職員雇用を住民組織で実施すること困難
・住民組織が定着している地区は継続的な支援必要

R5.6 琴浦町地域づくりの方針

- 地域の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重
・まちづくりセンター化は行わない
・地区ごとに公民館が住民組織による地域運営を選択可能
→住民組織の活動根拠となる規定を検討

- R5.9 モデル事業を拡大し効果検証実施（古布庄、安田、以西）

琴浦町地域づくりの方針

地区公民館を基軸として 地域づくり及び地域の課題解決に取り組む

- 各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める

①地区公民館による地域運営

→ 公民館を中心として、住民を巻き込んだ主体的な地域振興を推進

- ・ R7年度末全地区一斉のセンター化（住民組織による地域運営）は修正し、各地区の状況に応じて支援
- ・ 各種サークル活動やボランティア活動等、地区内の様々な住民団体の活動を支援
- ・ 公民館における社会教育事業を発展させ、地区住民の主体性と全体の機運が高まれば、協議会等の立ち上げを支援



住民組織による地域運営に移行可能

②住民組織による地域運営

→ 住民組織による主体的活動（生涯学習、地域振興等）を推進

- ・ 「まちづくり協議会条例」等、住民組織活動の根拠となる規程を整備
- ・ 人的支援（館長、主事の配置）、財政的支援（交付金等での活動費）を継続
- ・ 公民館は残すが、施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す

議案第4号

琴浦町地域運営組織条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町地域運営組織条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

琴浦町地域運営組織条例

(目的)

第1条 この条例は、地域運営組織の活動の定着及び活性化を図り、もって地域課題の解決と住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域運営組織 地域住民が中心となって形成し、住民の主体的参画をもつて地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取組を継続して実践する組織をいう。
- (2) 地域づくり 地域の課題解決に向けた住民主体による活動を推進することで、将来にわたって安心して住み続けられる地域を実現するために行う活動をいう。

(組織の役割)

第3条 地域運営組織は、町と協働して地域づくりを行うものとする。

- 2 地域運営組織は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。
- 3 地域運営組織は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図るように努めるものとする。

(対象区域)

第4条 地域運営組織の事業の主たる対象となる区域は、琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)第2条において定める地区公民館ごとの対象区域(以下「対象区域」という。)とする。

(組織の要件)

第5条 地域運営組織は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象区域のすべての自治会が参加をし、その代表者が地域運営組織の運営に参画していること。
- (2) 対象区域の住民すべてが加入できること。
- (3) 目的、名称、区域、事務所の所在地、代表者及び会議、意思決定を行うための機関などを明記した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。
- (4) 運営に当たる役員や代表者が民主的に選出されていること。
- (5) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 町長は、前条の要件に該当する組織を地域運営組織として認定することができる。

2 前項に規定する認定は、1つの対象区域につき、1団体に限るものとする。

(事業)

第7条 地域運営組織は、地域づくり事業を行うものとする。

(活動の制限)

第8条 地域運営組織は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(計画の策定)

第9条 地域運営組織は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた計画を策定するものとする。

(町の支援)

第10条 町は、地域づくりを推進するため、地域運営組織に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、町は、地域運営組織の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(琴浦町公民館条例の一部改正)

第2条 琴浦町公民館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、琴浦町地域運営組織条例</u>	(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

(令和6年琴浦町条例第 号)第6条に基づき認定された地域運営組織のある対象区域の地区公民館については、この限りでない。

2及び3 略

2及び3 略